

理事会次第

令和7年4月24日(木)14:00～
岡山建設会館4階ホール

議 題

【一般社団法人 岡山県建設業協会】

[協議事項]

[資 料]

1. 令和7年度定時総会提出議案
第1号議案 令和6年度事業報告(案)の承認について 別 冊
第2号議案 令和7年度事業計画(案)の承認について
第3号議案 令和7年度収支予算書(案)の承認について
第4号議案 令和6年度決算(案)の承認について (総会承認事項)
第5号議案 理事の選任について (総会承認事項)
2. 令和7年度定時総会の招集について 1
3. 会員の入会及び変更の承認について 2
4. 防災協定に基づき出動した場合の第三者損害に対する
補償について 3
5. 育児・介護休業規程の一部改正について 4
6. 適正な労務費の確保とその行き渡りについて 6

[報告事項]

1. 令和7年度岡山県土木部の事業執行方針について 7
2. 令和7年度行事予定について 14
3. 会務報告 16
4. 岡山県土木費の推移と都道府県順位 17
5. 随意契約の基準額の見直しについて 18

[その他]

- ・情報提供

【建設業労働災害防止協会 岡山県支部】

[協議事項]

1. 令和7年度通常総会提出議案
第1号議案 令和6年度事業報告(案)の承認について
第2号議案 令和6年度決算(案)の承認について
第3号議案 令和7年度事業計画(案)の承認について
第4号議案 令和7年度予算(案)の承認について

令和7年度定時総会の招集について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条の規定に基づき、
本会の令和7年度定時総会を下記により招集することとしたい。

記

1. 日 時 令和7年5月28日（水）午後3時～

2. 場 所 「岡山プラザホテル」
岡山市中区浜2丁目3番12号

3. 会議の目的事項

報告事項

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 令和7年事業計画について
- (3) 令和7年度収支予算書について

決議事項

- 議案 ・ 令和6年度決算の承認について
・ 理事の選任について

4. 正会員が代理人により議決権の代理行使をする場合、代理権を証明
する方法は、所定の様式に正会員が記載した委任状による。

会員の変更の承認について

(会長専決)

地域	商号または名称	変更事項	旧	新
倉敷	(株)大森工務店	代表者	大森 一正	大森 剛
倉敷	大森土木(株)	代表者	大森 剛	大森 ひとみ
津山	(株)平田コーポレーション	所在地	津山市安井287	津山市安井198-1

(協議案件)

地域	商号または名称	変更事項	旧	新
岡山東	(株)フジタ岡山総合(営)	代表者	藤井 博之	釜田 貴成
西大寺	(有)長船建設	代表者	馬場 真太郎	大森 将平
児島	(株)絆コーポレーション	代表者	中田 里美	西岡 寿莉
新見	片岡工業(株)	代表者	片岡 精一	藤澤 義雄

防災協定に基づき出動した場合の第三者損害に対する補償について

1 背景

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により、「防災協定等に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、従事する者の業務上の負傷等を補償し、また、災害応急対策工事等の実施により第三者に加えた損害を賠償するため、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない（同法第8条第5項）。」とされた。

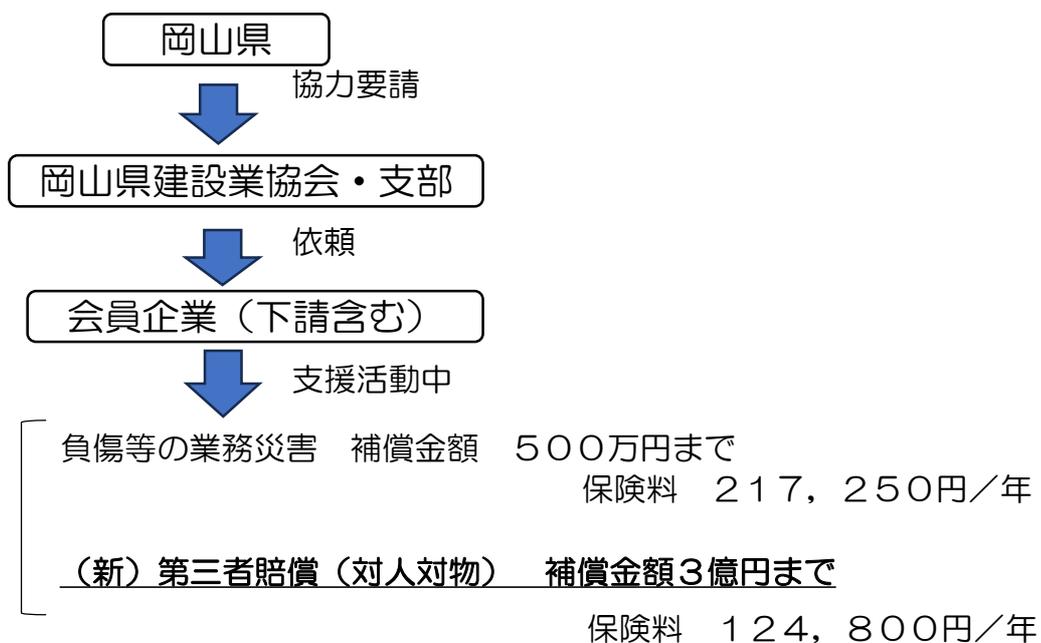
2 課題

これを受けて、国土交通省では、「災害応急対応業務に係る協定の記載標準案（ひな形）」の改正が検討されている。その中で、「建設業関連団体又は同団体の会員は、労災保険に加えて業務上の負傷等を補償し、また、第三者に加えた損害を賠償する保険に加入しておくものとし、災害協力要請者（岡山県）は、これらの保険に加入している団体又は団体の会員にのみ協力要請するものとする。」とされており、保険への加入が求められている。

3 対応

現在、建設業協会では、労働者災害補償保険の上乗せとして、災害応急活動中に負傷等をした場合の業務災害補償保険に加入しているが、これに加えて、災害応急活動中に第三者に損害を発生させて場合に、それを補償する事業賠償保険に加入する。

4 補償スキーム



（保険会社）AIG損害保険株式会社

育児・介護休業規程の一部改正について

育児・介護休業規程の一部を次のとおり改正する。

1 改正理由

仕事と育児・介護の両立に向けて育児期の柔軟な働き方を実現するとともに、介護離職を防止するため、育児・介護休業法が改正されたため育児・介護休業規程の一部を改正する。

2 新旧対照表

—下線は変更部分

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、一般社団法人 岡山県建設業協会（以下、「協会」という）職員の育児・介護休業（出生時育児休業含む。以下、同じ）、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。</p> <p>第4章 子の看護等休暇 (子の看護等休暇)</p> <p>第14条 小学校第3学年修了までの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、次に定める当該子の世話等のために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として子の看護等休暇（無給）を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定により除外された1週間の所定労働日数が2日以下の職員からの申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 負傷し、又は疾病にかかった子の世話 (2) 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること (3) 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話 (4) 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加</p> <p>2 子の看護等休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</p> <p>3 取得しようとする者は、原則として、子の看護等休暇申出書（様式7）を事前に協会に申し出るものとする。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として介護休暇（無給）を取得することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、一般社団法人 岡山県建設業協会（以下、「協会」という）職員の育児・介護休業（出生時育児休業含む。以下、同じ）、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第14条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日間、2人以上の場合は1年間につき10日間を限度として子の看護休暇（無給）を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定により除外された次の者はこの限りではない。</p> <p>(1) 入職6ヵ月未満の職員 (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</p> <p>3 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書（様式7）を事前に協会に申し出るものとする。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（日雇職員を除く）は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として介護休暇（無給）を取得することができる。</p>

新	旧
<p>できる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。<u>ただし、労使協定により除外された1週間の所定労働日数が2日以下の職員からの申出は拒むことができる。</u></p>	<p>る。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。<u>ただし、労使協定によって除外された次の職員からの介護休暇の申出は拒むことができる。</u></p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>(1) <u>入職6ヵ月未満の職員</u> (2) <u>1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u> 2～5 (略)</p>
<p>(育児・介護の為の所定外労働の制限) 第16条 <u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(日雇職員を除く)が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員(日雇職員を除く)が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。</u></p>	<p>(育児・介護の為の所定外労働の制限) 第16条 <u>3歳に満たない子を養育する職員(日雇職員を除く)が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員(日雇職員を除く)が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。</u></p>
<p>2～6 (略) 7 次の各号に掲げる何れかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) <u>制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合</u> <u>子が6歳に達する日の属する年度の3月31日</u> (3) (略) 8 (略)</p>	<p>2～6 (略) 7 次の各号に掲げる何れかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) <u>制限に係る子が3歳に達した場合</u> <u>当該3歳に達した日</u> (3) (略) 8 (略)</p>
<p>(給与等の取扱い) 第22条 <u>育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。</u> 2 <u>賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日における勤務成績等を考慮して計算した額を支給する。</u> 3・4 (略)</p>	<p>(給与等の取扱い) 第22条 <u>育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。</u> 2 <u>賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数より日割りで計算した額を支給する。</u> 3・4 (略)</p>
<p>(法令との関係) 第27条 <u>育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</u></p>	<p>(法令との関係) 第27条 <u>育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</u></p>
<p><u>附則</u> <u>この改正は、令和7年4月 日から施行する。</u></p>	

適正な労務費の確保とその行き渡りについて

社会資本整備や維持管理の担い手であり、災害時には「地域の守り手」として最前線で復旧・復興に取り組む地域建設業が、その役割を持続的に果たすためには、担い手を確保することが喫緊の課題となっている。

そのためには、就労者の処遇改善、とりわけ適正な労務費を確保し、その行き渡りを担保することが必要であるが、それを阻害する要因としてダンピング受注がある。ダンピング受注は人件費の抑制につながり、賃金の引下げや時間外労働・休日労働に対する賃金の不払いといった問題などを発生させる恐れがある。

したがって、建設Gメンの实地調査にあたっては、労務費が適正に算出されているかを確認するだけでなく、賃金として適切に支払われているかという視点のほか、支払われた賃金が実際の労働時間に応じた適正な額であるかという視点が必要である。

再度、厚生労働省と省庁間協議をしていただき、工期のみならず、労務費・賃金の問題についても、より効果的な調査が行えるよう各都道府県労働局や労働基準監督署と連携し合同調査を行うこととしていただきたい。

令和7年度土木事業執行方針

令和7年度における土木事業の執行に当たっては、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」の行動計画期間の初年度となることから、「生き生き岡山」の実現に向け、「夢を育む教育県岡山の推進」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」へ新たに「結婚・子育ての希望がかなう社会の実現」を加えた4つの重点戦略に基づく施策に、市町村等とも一層連携を図りながら、着実に取り組む。

また、「岡山県国土強靱化地域計画」及び「第3期おかやま創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、更に取り組を加速する。

については、特に、次の事項に留意し、計画的・効率的な事業の実施に努めることとする。

記

I 土木事業の執行

1 基本的な考え方

県の財政状況は、近年の好調な企業業績を受け、税収が増加傾向にあるものの、社会保障関係費の累増、公共施設の老朽化への対応等に加え、物価高騰による行政運営コストの増加などにより厳しい状況が続いており、今後も、コスト意識を徹底し、経費支出の効率化や、歳入確保に努めるなど、持続可能な財政運営を行う必要がある。

さらに、今後は、能登半島地震等を踏まえた災害対応力の強化、防災・減災、国土強靱化の着実な推進、激甚化・頻発化する自然災害や近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などへの対応も想定する必要がある、予断を許さない状況にある。

こうした状況に鑑み、事業をより一層効率的・効果的に進め、安全・安心な県土づくりを実現するための社会資本の整備を推進するとともに、公共土木施設が本来の機能を常に発揮できるよう、適切な維持管理に努めること。

併せて、社会資本整備の担い手であり、地域社会の安全・安心の担い手でもある地域建設産業の持続性を確保する観点から、県内企業への優先発注などに努めること。

2 公共事業及び単県事業

(1) 繰越事業については、特にスピード感を意識し、早期完成に向けて全力で取り組むこと。

なお、令和6年度補正予算に係る事業については、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含む経済対策に呼応したものであることから、早期に事業効果が発現するよう、迅速かつ計画的な執行に努めること。

(2) 令和7年度事業については、国の動向にも留意し、可能な限り早期発注に努めるとともに、進行管理の一層の徹底を図り、早期完成に努めること。

(3) 単県事業については、優先度、緊急度等を考慮の上、弾力的・機動的な事業推進に努めること。

3 計画的な事業執行

事業全体の実施計画を立案し、早期に事業効果が発現するよう取り組むとともに、工事や調査・設計業務等の執行に当たっては、適正な工期や履行期間を確保し、建設産業の人材・資機材の効率的な活用等を図るため、工事の平準化率 0.90 以上、業務の第4四半期納期率 0.40 未満を目標として、2か年債務やゼロ県債の積極的な活用、早期着手交付申請や余裕期間制度等、繰越明許費(翌年度債務)の活用により、施工時期の平準化等に努めること。

また、出水期、収穫期等に影響を受ける事業及び他事業と連携して推進する事業については、事前に十分調整を行うこと。

併せて、平成31年4月から施行された改正労働基準法の趣旨や、令和3年度に策定した建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する岡山県計画を踏まえ、建設産業の働き方改革の促進に資するよう取り組むこと。

(参考) 平準化率 = (4～6月期の月あたり平均稼働月数) / (年度全体の月あたり稼働件数)

第4四半期納期率 = (第4四半期に完了する業務件数) / (年度の業務稼働件数)

4 事業の執行

(1) 新規に事業化しようとする公共事業については、岡山県公共事業事前評価システムの的確な運用により、効果的な事業執行及び決定過程の透明性の向上に努めること。

(2) 「岡山県公共事業コスト構造改善ガイドライン」(平成27年4月)に基づく取組により、効率的かつ総合的なコスト構造改善対策を推進すること。

(3) 事業の執行に当たっては、「事務合理化要領」を励行し、設計事務の省力化や外注を促進するなど事務の一層の効率化を図ること。

更に、予定した時期に予定した効果が得られるよう、事前の地元調整等を一層強化し、円滑な事業実施に努めること。

また、工事執行に係る書類については、適正かつ厳重に管理すること。

(4) 工事発注に当たっては、県産木材や岡山県エコ製品、再生資材の活用に重点的に取り組むとともに、発注工事における県内下請業者及び県内産資材の優先使用に努めること。

(5) 建設工事に伴い発生する建設副産物については、建設リサイクル法及び岡山県建設副産物対策推進ガイドライン等に基づき、建設工事の計画から設計、施工までの各段階において、ア)発生抑制、イ)現場分別、ウ)再資源化・縮減、エ)適正処理、オ)再使用・再生資材利用を徹底するなど、適正な処理に努めること。また、建設発生土についても、発生抑制に努めたいうで、工事内・工事間流用を優先的に行うこととし、搬出する場合においては指定処分を徹底すること。

(6) 主要建設資材の価格、需給動向等の実態を把握し、原則として最新の単価により予定価格を設定するとともに、資材の不足、価格の急騰等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずること。

(7) 工事の入札・契約に当たっては、令和6年6月の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という)及び公共工事の品質確保

の促進に関する法律等の改正を踏まえ、公正な競争の促進、透明性の向上及び品質の確保、更には、災害復旧を含む地域維持の担い手の中長期的な育成・確保に努めること。

また、250万円を超える工事については、入札契約適正化法に基づき、発注見通しの公表、入札及び契約の過程、内容の公表等が義務付けられており、岡山県建設工事等公表事務取扱要領(令和4年5月一部改正)により適正に対応すること。

- ・ 一般競争入札(条件付)の入札参加要件の設定に当たっては、地域産業の保護・育成や建設業の健全な発展を図るため、県内業者の受注機会の確保に努めること。
 - ・ 工事の指名業者選定に当たっては、「岡山県建設工事請負契約指名業者等選定要綱」に基づき適切に行うこと。
 - ・ 随意契約による場合には、地方自治法施行令及び岡山県財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うこと。特に、業務委託において随意契約を行う場合は、「業務委託に係る随意契約ガイドライン」(平成28年6月10日付け、会第50号)に準じ、より一層適正に行うこと。なお、予定価格が200万円を超える業務委託で、随意契約によらざるを得ない場合においては、原則として、企画競争等競争性を確保すること。
 - ・ 予定価格や最低制限価格等は事後公表としており、法令遵守はもちろんのこと、不当な圧力に対しては毅然とした態度で臨むこと。
 - ・ 災害復旧工事等においては、円滑な執行による早期復旧のため、特例措置を講じているところであり、その措置を適切に活用・運用すること。
- (8) 工事請負契約締結後、その内容を変更する必要がある場合は、建設業法第18条及び第19条に十分留意の上、「岡山県設計変更ガイドライン」(平成28年6月一部改正)に基づき、適切に対応すること。
- (9) 建設労働者の福祉の増進を図るため、請負金額1千万円以上の建設工事については、建設業退職金共済制度の掛金の収納状況を報告させることとしており、その徹底を図ること。
- (10) 請負業者の指導監督に当たっては、「現場施工体制等確認の実施要領」(平成17年1月12日付け、監第7091号)により、適正な施工体制を確保するよう指示・指導を適切に行うこと。

特に、建設業法により専任の技術者を配置しなければならない工事については、主任技術者等の専任状況及び所属業者との直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を重点的に行うこと。

- (11) 公共工事の「一括下請負」は、建設業法及び入札契約適正化法により禁止されており、違反することのないよう元請負業者を厳重に指導すること。

特に、工事の一部を下請負に付す場合は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約の締結及び下請代金支払いの適正化などについて元請負業者を指導するとともに、「工事請負契約関係の適正化について」(平成16年12月10日付け、監第7082号)、「県発注工事における社会保険等未加入対策について」(令和元年9月20日付け、技第232号)及び「施工体制台帳の取扱いについて」(平成27年3月13日付け、技第344号)に十分留意の上、事務処理に遺漏のないよう取り扱うこと。

併せて、いわゆる上請け(中小建設業者が受注し、大手建設業者がその下請けとなること)についても、一括下請負につながりやすいことから、業者の指導を徹底すること。

(12) 公共工事等の執行に当たっては、安全管理の徹底と現場環境の改善について、業者を指導・監督すること。

(13) 公共工事等からの暴力団等の排除を図るため、岡山県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)及び「暴力団等による建設工事等への不当介入対策マニュアル」(平成16年4月1日)を関係職員、建設業者等に対して周知徹底するとともに、不当介入が発生した場合に適切な対応ができるよう体制を整えること。

また、大規模工事等については、暴力団等排除協議会を設立し、建設工事における暴力団関係者等からの不当な介入を排除すること。

(14) 県の土木事業や土木行政を身近に感じてもらうとともに、建設業の魅力や土木工事の重要性について広く県民にPRするため、ホームページやフェイスブック等を活用しながら積極的な情報発信に努めること。

5 用地取得

用地取得は、公共事業の根幹をなすものであり、事業全体の進捗に多大の影響を及ぼすため、特に、次の事項に留意し、適正かつ円滑な用地取得に努めること。

(1) 関係部署との連携を密にして、十分な事前調査や工事工程との調整を踏まえた用地取得計画を策定し、計画的に用地業務を遂行すること。

(2) 予算措置状況を適宜確認し、用地先行取得制度の有効活用を図ること。

(3) 地元市町村と緊密な連絡調整を図るとともに、用地取得事務の市町村委託を積極的に活用し、用地取得の効率化に努めること。

(4) 岡山県土地開発公社への用地取得業務委託を積極的に活用することとし、委託業務の実施にあたっては、公社との連携を密にして相互に情報の共有を図り、円滑な用地取得の遂行に努めること。

(5) 難航箇所については、交渉密度を高めるなど重点的な用地交渉により早期契約に努めるとともに、契約締結の見込みが立たない案件については、関係部署との連携の上、土地収用法に基づく諸手続を計画的に進めること。

(6) 繰越措置を講じたものについては、全ての案件の実情を十分に把握したうえで、継続的な進行管理により早期完了に努めること。

(7) 地積測量図の作成等に当たっては、所有者や隣接地の地権者等の関係者と調整を十分に行い、登記事務に支障が出ないように努めること。

(8) 契約締結後も登記が未了となっているものについては、常に現状を把握した上で計画的な処理を行い、早急に登記を完了するよう努めること。

(9) 被補償者から取得する特定個人情報等は、公共事業用地の取得等に係る特定個人情報の取扱規程等に基づき適正に取り扱うこと。

6 公共土木施設の長寿命化

道路施設・河川管理施設などのインフラ施設を含む公共施設に関する総合的かつ計

画的な管理を推進するための基本方針である「岡山県公共施設マネジメント方針」(平成29年3月)に基づき、計画的な点検、施設ごとの特性に応じた長寿命化及び予防保全を徹底し、公共土木施設が本来の機能を常に発揮できるよう、効率的かつ効果的な老朽化対策を進めること。

7 建設分野のDX推進

激甚化・頻発化する自然災害への備えやインフラの老朽化、担い手不足等、建設分野における課題に対応するため、3次元デジタルデータやビッグデータ等のデジタルデータとAIやIoT等のデジタル技術を活用し、安全・安心や生産性の向上に向けたDXの取組を推進する。

- (1) 入札予定や入札結果などの公表及び設計参考資料の閲覧については、入札情報公開システムにより行うとともに、入札執行に当たっては、電子入札システムを活用し、入札参加者の公平性・利便性の向上を図ること。特に平成30年度発生災害の復旧工事等の増加を踏まえて講じた、入札参加者の事務負担軽減措置について、適切に運用すること。
- (2) 工事施工管理や電子納品を支援する情報共有システムについては、その普及に努めるとともに、施工管理の効率化及び関係者間の情報共有のため、積極的に活用すること。
- (3) 1千万円以上の工事については、工事成果品の電子納品による情報の電子化・標準化を実施しており、保管管理システムによる職員間のデータ共有や維持管理段階における情報活用など、公共事業全体での活用を推進していくこと。
また、電子化が進む中、情報資産の管理及びセキュリティ対策についても、万全の措置を講じること。
- (4) 3次元デジタル地形図のオープンデータ化や、インフラデータを格納できる「おかやまインフラボックス」を活用し、災害対応の迅速化や各種施設の調査・点検の効率化、県民の安全・安心を守る防災情報の提供等を行うこと。
また、「道路パトロール」や「舗装点検」をシステム化し、AI等のデジタル技術の活用により、業務の高度化・効率化を進めること。

8 (公財)岡山県建設技術センターの活用等

(公財)岡山県建設技術センターの積極的な活用により、事務の効率化を図るとともに、施工時期等の平準化に努めること。

また、時間外勤務の適正管理や民間技術力の活用の観点から、民間コンサルタント等の活用についても、積極的に検討すること。

更に、若手技術者の技術力向上を図るため、OJTによる技術力向上に努めるとともに、実施する研修等の受講履歴を踏まえ、可能な限り必要な研修の受講を図ること。

II 組織の管理・運営、事務事業の執行、その他

1 綱紀の保持及び服務規律の遵守

岡山県職員倫理条例等の趣旨を十分認識の上、職員一人ひとりが公務員としての責

任を深く自覚するとともに、強い責任感と高い倫理観をもって職務に精励し、県民の不信、誤解、批判をいささかでも受けることがないように努めること。

特に、管理監督者は、部下職員の模範となるべくまず率先して自粛自戒するとともに、公私にわたり職員を十分に把握できる職場環境づくりに取り組み、綱紀の保持、服務規律の遵守を職員に対し徹底すること。

また、職員の職務上の倫理の保持を図るために設置している服務規律アドバイザーを研修等に積極的に活用すること。

2 柔軟な組織運営と時間外勤務の適正な管理及び縮減

令和元年度から、長時間労働是正のため時間外勤務命令の上限が設定されるなど、働き方改革が求められていることを意識し、管理監督者は、事業の実施状況を的確に把握した上で職員の配置や事務分掌を決定するとともに、労働基準法等関係法令の規定を遵守し、所属職員の時間外勤務実績や健康状態等を自ら把握することはもちろん、事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、年度中途であっても業務配分や人員配置を調整するなど、日頃から柔軟な組織運営に努めること。

併せて、36 協定職場においては、36 協定の趣旨を十分理解し、徹底を図ることはもとより、協定当事者である所属長と分会で、職員の時間外勤務の状況について、四半期に1回を目安として把握・検討することとなっており、その場を有効に活用し、時間外勤務の適正な管理、時間外勤務の縮減に努めること。なお、時間外勤務の事前命令の徹底を図り、命令を受けた時間外勤務について、実績を正確に反映すること。

また、職員の勤務時間の適正な把握のため、所属長による現認の実施やパソコンのログイン・ログアウトの記録の活用により、現状把握に努めること。

3 明るく風通しの良い職場づくり

職員一人ひとりが気持ち良く働くことのできる職場環境づくりのため、所属長は、「明るく風通しの良い職場づくりに向けた取組について」(令和2年6月5日付け、人第144号)に留意の上、積極的に所属職員とコミュニケーションを図り、職員の業務の状況把握や、仕事の進め方や職場環境等に関して意見聴取するとともに、併せて、気軽に相談できる雰囲気づくりにも努めること。

また、職場会議又は職場研修を定期的(最低1月に1回)に実施するなどにより、職員相互の情報共有や意思疎通が図られるよう努めること。

4 事務事業の効率化

多様化・専門化する行政需要に機敏に対応しつつ、将来予想される変化を見据え、全ての事務事業について不断の点検・見直しを行うとともに、職務の遂行に当たっては、慣例や前例にとらわれることなく、コスト意識を徹底しながら創意工夫をこらし、効率的・効果的な執行に努めること。

また、組織全体で改善に取り組む風土を浸透させること。

5 内部統制の推進

岡山県内部統制基本方針(令和2年1月)に基づき、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保及び業務に関わる法令等の遵守等に努めること。

6 個人情報等の取扱い

個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び岡山県個人情報保護条例等に基づき、特定個人情報等を取り扱うための組織体制を整備して適正に取り扱うとともに、保護すべき個人情報が外部へ流出してしまった場合に失われる公益や県行政全体への信頼喪失、更には、事業が停滞することによる社会的便益の損失を十分認識した上で、情報漏えい等を防止するための安全管理措置を講じてより一層の厳重な取扱いに努めること。

また、各種の機密情報については、請負業者等に執務室内へ無断で立ち入らせないなどの対策を引き続き講じ、その管理を徹底すること。

7 情報公開の推進

岡山県行政情報公開条例に基づき、行政情報の公開の総合的な推進を図り、県が県政に関し、県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するため、積極的な情報発信に努めること。

なお、公文書の開示に適切に対応するため、文書管理の徹底を図ること。

8 岡山県環境マネジメントシステム等の活用

岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)(令和3年3月)の理念に基づき、県が行う事務事業が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、岡山県環境マネジメントシステムを活用した取組を実施すること。

公共事業については、「岡山県環境配慮公共事業ガイドライン」(平成12年8月)に基づく計画から施工・管理に至るまでの環境に配慮した事業の推進、オフィスワークについては、「岡山県エコ・オフィス・プラン」(令和5年3月)に沿った日常事務における環境の配慮に努めること。

令和7年度～8年度 行事予定表

<令和7年>

2025/4/24

月日	時間	場所	行事内容
4月17日(木)	14:00～15:00	岡山建設会館	正副会長会
4月24日(木)	14:00～15:00	岡山建設会館	理事会
4月30日(水)	16:00～17:00	ホテルグランヴィア 岡山	けんざか氏を応援する会
5月1日(木)	10:00～11:00	マービーふれあい センター	けんざか氏を応援する会
5月1日(木)	13:30～14:30	津山鶴山ホテル	けんざか氏を応援する会
5月28日(水)	15:00～18:30	岡山プラザホテル	定時総会、表彰式
6月10日(火)	15:00～19:00	経団連会館	全建 表彰式、定時総会、懇親会
6月25日(水)	14:00～20:00	霞山会館	全森建 正副会長会、理事会、表彰式、総会、意見交換会
8月5日(火)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
8月20日(水)	13:30～15:00	岡山建設会館	理事会
8月29日(金)	16:30～18:30	岡山プラザホテル	岡山県土木部との意見交換会
9月30日(火)	15:00～17:10	ピュアリティまぎび	中国地方整備局との意見交換会（営繕部、企画部）懇親会有
10月10日(金)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
10月23日(木)	11:30～12:00	新天地育児院広場	建設業殉職者慰霊祭
10月23日(木)	12:30～14:00	岡山国際ホテル	理事会
10月24日(金)	12:00～	山口市湯田温泉 かめ福オンプレイス	中国ブロック会議
11月14日(金)	11:30～12:00	岡山建設会館	正副会長会 [12:00～昼食]
11月14日(金)	13:00～13:20	県議会 土木委員会室	自民党県議団への予算陳情

< 令和 8 年 >

1月9日(金)	17:00~19:00	岡山プラザホテル	新年互礼会
1月14日(水)	13:30~15:00	岡山建設会館	正副会長会、表彰審査委員会（全建会長表彰候補）
2月19日(木)	11:00~12:00	岡山プラザホテル	技術研究委員会合同会議
2月19日(木)	13:30~15:00	岡山建設会館	正副会長会
2月26日(木)	13:30~15:00	岡山建設会館	理事会
3月25日(水)	13:30~15:00	岡山建設会館	正副会長会、表彰審査委員会（岡建会長表彰候補）
4月16日(木)	14:00~15:00	岡山建設会館	正副会長会
4月23日(木)	14:00~15:00	岡山建設会館	理事会
5月29日(金)	15:00~18:30	岡山プラザホテル	定時総会、表彰式

会 務 報 告

令和7年4月24日（木）

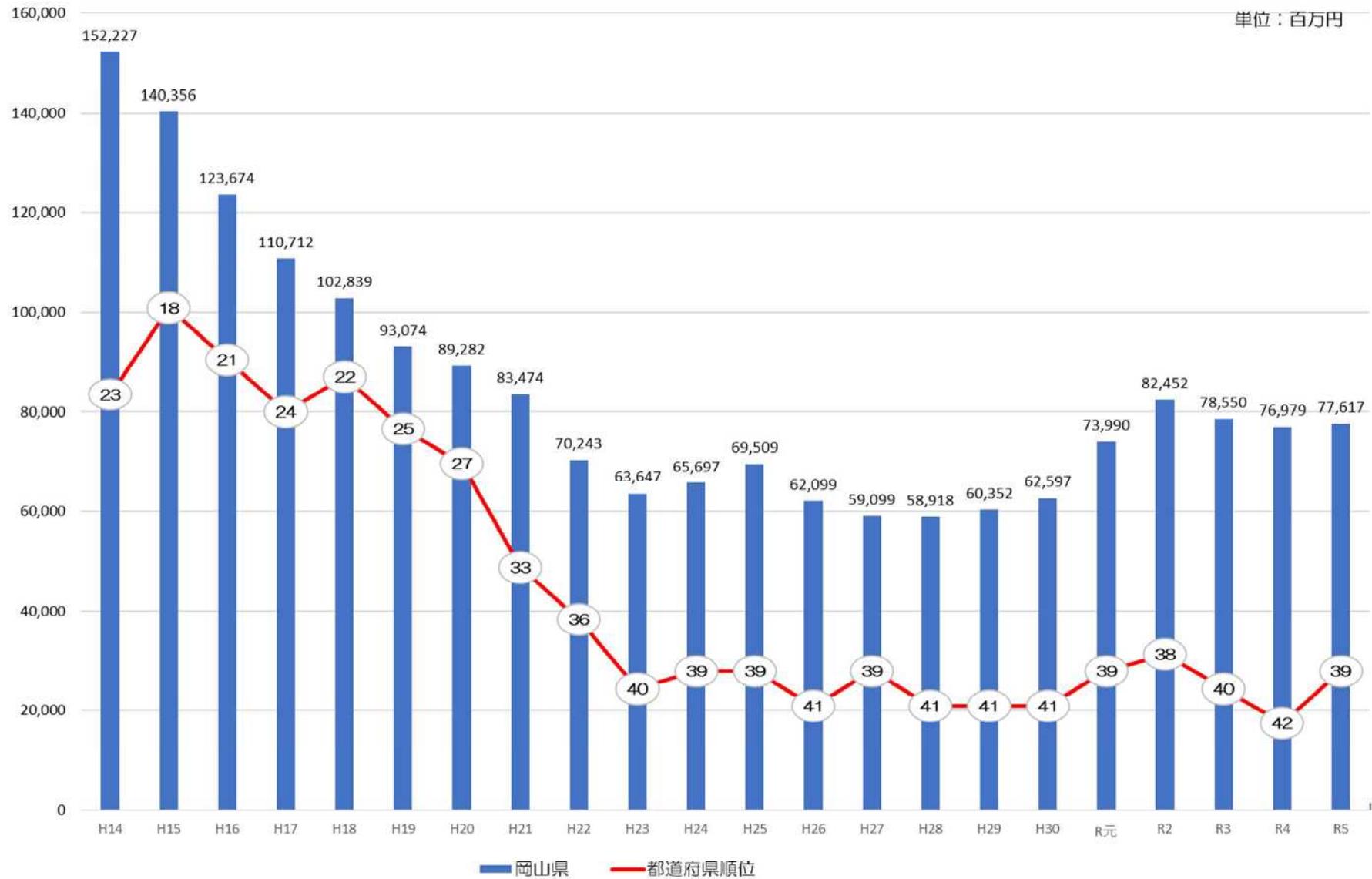
[報告事項]

<令和7年>

- (1) 2月28日（金） 西日本建設業保証(株) 取締役会
- (2) 3月3日（月） 全建 総務委員会
- (3) 3月5日（水） 第5回労務費の基準に関するワーキンググループ
- (4) 3月11日（火） 全建 協議員会
- (5) 3月11日（火） 建退共 評議員会
- (6) 3月12日（水） 国交省建設業課長との意見交換
- (7) 3月12日（水） 建設業福祉共済団 会長会
- (8) 3月12日（水） 建設業振興基金 参与会
- (9) 3月12日（水） 建災防 理事会
- (10) 3月13日（木） 岡山県職業能力開発協会 理事会
- (11) 3月14日（金） 第6回ワーキンググループ事前説明会
- (12) 3月18日（火） 建退共 事務局長会議
- (13) 3月19日（水） 全国 専務・事務局長会議
- (14) 3月19日（水） 地域 CCUS 推進委員会
- (15) 3月26日（水） 第6回労務費の基準に関するワーキンググループ
- (16) 3月28日（金） 全建 表彰部会

岡山県土木費の推移と都道府県順位

単位：百万円



随意契約の基準額の見直しについて

現行制度

- 地方公共団体の契約は、公正性と機会均等性を確保するため、**一般競争入札によることが原則とされているが**、すべての契約にこの原則を適用することは、かえって能率的な行政運営を損ねるおそれがあることから、**基準額以下の契約については、随意契約によることが可能とされている。**
- この基準額については、**昭和57年に国の随意契約の基準額と同額としたところであるが、昭和57年以降、見直しが行われておらず、地方公共団体からは、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、当該基準額の見直し（引上げ）について要望がある**（※）ところ。

（※） R5.11指定都市市長会、R6.6全国市長会、R6.7全国町村会 等

改正の概要

- 基準額については、国の前回改正時（昭和49年）からの企業物価指数の上昇率を踏まえ、以下のとおり、**国の引上げと合わせ1.6倍（50万円単位で切り上げ）とする地方自治法施行令の改正を行う。**（令和7年4月1日施行）

契約の種類	地方				（参考）国	
	現行		改正案		現行	改正案
	都道府県・指定都市	指定都市を除く市区町村	都道府県・指定都市	指定都市を除く市区町村		
一 工事又は製造の請負	250万円	130万円	400万円	200万円	250万円	400万円
二 財産の買入れ	160万円	80万円	300万円	150万円	160万円	300万円
三 物件の借入れ	80万円	40万円	150万円	80万円	80万円	150万円
四 財産の売払い	50万円	30万円	100万円	50万円	50万円	100万円
五 物件の貸付け	30万円	30万円	50万円	30万円	30万円	50万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	50万円	200万円	100万円	100万円	200万円